

新型コロナワクチン3回目追加接種のさらなる前倒しについて ～追加接種対象者すべての方がモデルナワクチンで前倒し接種できます～

岬町長 田代 堯

現在、医療従事者、高齢者施設の従事者・65歳以上の高齢者については、前倒しでの3回目追加接種を開始しているところです。

それに加えて、3回目追加接種の対象となる全ての方は、令和4年2月11日より、2回目接種終了から6か月後に追加接種が可能となっております。

なお、岬町においては**モデルナ社製ワクチン**を使用して前倒し接種をおこないます。

(1) 3回目前倒し接種の対象

対象者	前倒しの適用期間	前倒し接種日
3回目追加接種の対象者 すべて	令和4年2月11日から	2回目接種から 6か月後

(2) 前倒し接種に使用するワクチン

モデルナ社製ワクチンを使用

※ファイザー社製ワクチンを希望される方は、通常どおり2回目接種から8か月以上経過後の接種となります。

(3) 接種会場・接種日

場所	前倒し接種日
集団接種会場（与田病院）	2/19（土） 3/5（土）、3/19（土）
あい整形外科リハビリクリニック	2/11以降の土曜日以外の曜日 （日・祝も接種）
江川クリニック胃腸肛門科	月・火・金曜日（祝日を除く）


※接種日は今後変更になる場合があります。

(4) 予約方法

3回目追加接種券（青色の封筒にて送付）をお手元にご用意いただきご予約ください。

接種券は2回目接種終了日をもとに順次発送しています。

（接種券は2回目接種終了後6か月までに届くよう可能な限り前倒しして発送して参ります。）

電話予約および問い合わせ先	インターネット予約
岬町コロナワクチンコールセンター TEL: 072-468-9935 受付時間: 午前9時～午後5時30分 (平日)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 右のQRコードを 読み取りいただき ご予約ください </div>  URL: https://vaccines.sciseed.jp/misaki

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

DV等で避難中でも受給できる場合があります。詳しくはこちら➔



給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

岬町が確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。

支給対象と申請等の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

※住民税が課税されている方から扶養を受けている方のみで構成された世帯を除く

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で
住民登録のある市区町村から
確認書が届きます（**要返送**）

※一部申請が必要な場合があります
※確認書の発行日から3か月以内に
返送してください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月15日（火）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】岬町役場福祉課など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

支給対象者は、令和3年12月10日時点の住民基本台帳の世帯主の方です。

- 対象となる世帯には、岬町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（令和4年2月下旬頃までに送付予定）
- 中身を確認して、岬町に郵送で**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

上記 I の非課税世帯給付金の給付対象の方は、家計急変世帯の給付金は給付対象外となります。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、扶養親族1人の場合138万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

（家計急変世帯に対する臨時特別給付金の申請書、必要な添付書類など）[詳細はこちら](#)→→



! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府 住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 毎日9:00～20:00

岬町 住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金担当窓口

072-468-9692

受付時間 平日9:00～17:30

要申込み

令和3年度肝臓病講演会

知ってほしい 肝臓の話

アスマイル
イベント
参加ポイント対象

我慢づよい場所だからこそ、ぜひ耳を傾けて!

脂肪肝
NASH
肝がんの
治療法

肝炎の
最新治療

病院受診や
日常生活の
ポイント

日時 令和4年3月2日 14時30分～16時

場所 岬町立保健センター

定員 20名

講師 和歌山ろうさい病院

肝臓内科部長 玉井 秀幸 先生

参加費 無料

持ち物 健康手帳

申込み方法 保健センターへ電話、もしくは窓口でお申し込み下さい。

申込期限 令和4年2月22日

*感染状況により、やむを得ず中止する場合があります。

【申込み・問合せ】

岬町立保健センター

TEL:072-492-2424[平日9時～17時30分]

令和3年度 こころの講演会

長引くコロナ禍で保つ こころの健康

日時：令和4年3月1日（火）
午前10時～12時

講師：よねもと診療所（心療内科・精神科専門医）
院長 米本 重夫 先生

場所：岬町立保健センター

岸和田市で開院
泉佐野保健所の嘱託医として、
地域住民の“こころ”の相談に
応じ活躍されている先生です

参加費無料

定員 20 名様
(事前予約制・2/22〆)
持ち物：健康手帳

※新型コロナウイルス感染症状況により中止とさせていただきます。

※体調の悪い時の参加はご遠慮ください。

※おまかせマイレージアスマイルイベント参加ポイント対象講演会！となります。

ご予約
お問い合わせ

岬町立保健センター（平日9時～17時30分）

電話：492-2424 FAX：492-2433